

2021 神奈川「社会的養護」

@2021sakurakosensei 転載禁止

問1 正解 2

「児童福祉法」第2条。

(A **全て国民**) は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その (B **最善の利益**) が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② (C **児童の保護者**) は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ (D **国及び地方公共団体**) は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

問2 正解 3

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条文。

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と (A **イ 倫理観**) を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の (B **オ 理論**) 及び実際について (C **ク 訓練**) を受けた者でなければならない。

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に (D **ケ 自己研鑽**) に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

問3 正解 1

「児童相談所運営指針」(令和3年3月改正・厚生労働省)第4章「援助」第6節「児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託」1「措置の決定等」(1)では、「児童福祉施設等への入所又は委託措置は、一般に「相談～調査・診断～判定～(一時保護)～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。」と示されている。

児童福祉施設等への入所又は委託措置は、一般に「(A **相談**)～(B **調査・診断**)～(C **判定**)～(一時保護)～(D **援助**)～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。

問4 正解 4

「児童相談所運営指針」(令和3年3月改正・厚生労働省)第1章「児童相談所の概要」第3節「児

童相談所の業務」2「相談援助活動の展開」(1)「調査、診断、判定(アセスメント)、見立て」では、「児童相談所は、受け付けた相談(通告を含む。)について主に児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく (a) 社会診断、児童心理司等による (b) 心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による (c) 行動診断、その他の診断(理学療法士等によるもの等)をもとに、原則としてこれらの者の協議により総合的な (d) アセスメント(総合診断) を行い、子どもとその家庭に関する全体像をつかみ、現在問題となっている状態に至ったプロセスを見立てる。」と示されている。

- a × 家族診断ではなく、社会診断である。
- b ○
- c × 発達診断ではなく、行動診断である。
- d × モニタリングではなく、アセスメント(総合診断)である。

問5 正解 2

A ○ 「児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」(厚生労働省)(以下「調査」)Ⅰ「児童の現在の状況」1「児童の現在の年齢(里親、児童養護施設児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム)」では、里親に委託されている児童の数は5,382人であり、前回の調査結果の4,534人に比べ、増加している。

B × 増えている、という記述が不適切。「調査」Ⅰ「児童の現在の状況」1「児童の現在の年齢(里親、児童養護施設児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム)」では、児童養護施設に措置されている児童の数は27,026人であり、前回の調査結果の29,979人に比べ、減少している。

C ○ 「調査」Ⅱ「委託(入所)時の家庭の状況」1「養護問題発生理由(里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム)」における乳児院に措置されている乳児の養護問題の発生理由第1位は「母の精神疾患等」で、全体の23.2%を占める。

D × 「父母の離婚」という記述が不適切。「調査」Ⅱ「委託(入所)時の家庭の状況」1「養護問題発生理由(里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム)」における児童自立支援施設に措置されている児童の養護問題の発生理由第1位は「児童の問題による監護困難」で、全体の68.2%を占める。

問6 正解 4

A × 退所を控えた児童に限り、という記述が不適切。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第45条の2では、「児童養護施設の長は、第44条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。」と規定されている。

B ○ 「児童養護施設運営指針」II「各論」3「自立支援計画、記録」(1)「アセスメントの実施と自立支援計画の策定」(以下「指針」)③では、「アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。」としている。

C × 選択肢の文章が不適切。「指針」②では、「自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。」としている。児童の担当職員が単独で策定するのではなく、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議でアセスメントを行い、自立支援計画策定の責任者(基幹的職員等)を設置し、その上で合議して策定する。

D ○ 「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(平成17年・厚生労働省)第1「児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に入所している子どもに係る自立支援計画について」では、「この自立支援計画は、子どもの施設入所時に策定する方法に加え、入所後数か月間は、児童相談所で作成した援助指針を自立支援計画として活用し、子どもを支援した後にその効果などについて評価・検討し、子ども本人、保護者、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ、策定することも可能である。」としている。

問7 正解 4

1 × 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」)第21条第6項では、「看護師は、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第二項において同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。」と規定されている。

2 × 「基準」第28条第2項では、「保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。)の資格を有する者」と規定されている。

3 × 「基準」第73条では、「児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。)、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。」と規定されている。

4 ○ 「基準」第82条では、「児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福

祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は二年以上教員としてその職務に従事したものの」

と規定されており、ここに保育士は該当しない。

5 × 「基準」第 43 条では、「児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの」と規定されており、ここに保育士は該当しない。

問8 正解 4

A × 選択肢の文章が不適切。「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）II「フォスタリング業務とその重要性」②「フォスタリング業務の定義」では、「フォスタリング業務とは、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援であり、平成28年改正によって法第11条第4項に規定された里親支援事業（同条第1項第2号へに掲げる業務（※1））に相当する。」と示されている。

B ○ 「ガイドライン」II「フォスタリング業務とその重要性」③「フォスタリング業務の都道府県知事からの委託」では、「フォスタリング業務は、都道府県（児童相談所）の本来業務であるが、法第11条

第4項の規定に基づき、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市（特別区を含む。）の市長を含む。以下同じ。）は、その事務の全部又は一部を、適切に行うことができる者に委託することができる。」と示されている。

C × 選択肢の文章が不適切。「ガイドライン」II「フォスタリング業務とその重要性」③「フォスタリング業務の都道府県知事からの委託」では、「フォスタリング業務を民間機関に委託するに当たっては、個人情報管理が厳格に実施されることを確認するとともに、管理の責任の所在を明らかにするなど、適切な委託契約を締結することが必要である。なお、法第11条第5項において、委託を受けてフォスタリング業務に従事する者について守秘義務が規定されていることに留意すること。」と示されている。

D × 選択肢の文章が不適切。「ガイドライン」III「フォスタリング機関と児童相談所」③「民間フォスタリング機関と児童相談所との関係」では、「フォスタリング業務を民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォスタリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負う。」と示されている。

問9 正解 3

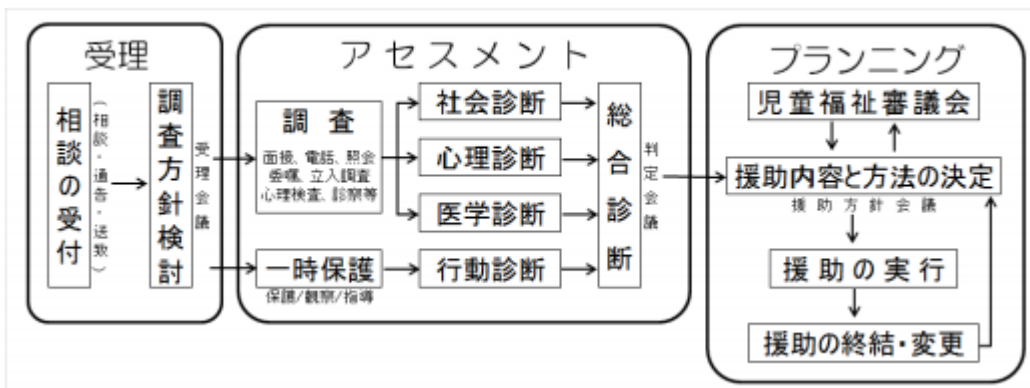
A ○ 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」）第3章「児童相談所の対応の概要」1「相談の流れ」（2）「アセスメント」では、「アセスメントとは、ある事柄に関して客観的な評価をすることであり援助指針を作成するためにおこなうものである。」としている。

B × 選択肢の文章が不適切。「ガイドライン」第3章「児童相談所の対応の概要」1「相談の流れ」(2)「アセスメント」では、「アセスメントのための調査は、保護者や子ども、関係者の協力を得ておこなっていくものであり、その内容、評価については保護者や子どもと共有していくのが原則である。」としている。

C × 選択肢の文章が不適切。「ガイドライン」第4章「施設による親子関係再構築支援」第1節「児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援」1「入所前から入所時までの支援」(1)「事前の情報収集・アセスメント」では、「効果のある親子関係再構築支援を実践するためには、最初に正確な情報収集と的確なアセスメントが必要である。」とし、その上で事前の情報収集に際して必要な内容として、<入所までの経緯><虐待の有無と告知について><法的対応について><子どもについて><保護者・家族について>などの複数の項目を掲げている。

D ○ 「ガイドライン」第3章「児童相談所の対応の概要」1「相談の流れ」では、以下の図が示されている。

図3-1 相談の流れ



問10 正解 2

A ○ 「新しい社会的養育ビジョン」<本文編>Ⅲ「新しい社会的養育ビジョンの詳細」4「代替養育」(以下「ビジョン」) 1)「児童福祉法第3条の2に基づいた代替養育の在り方」では、「できる限り良好な家庭的環境」とは、小規模施設における、小集団を生活単位とした養育環境を意味しており、具体的には、地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す。こうした養育環境では、最大でも6人以下の子どもとケアワーカーが一生活単位を構成し、子どもは、独立性と自律性を備えたこの生活単位において日常生活を送る。ただし、ケアニーズが高い子どもが入所する状況になれば、4人以下で運営できるようにすべきである。なお、この原則は児童養護施設のみならず、一時保護を担う施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設にも当てはめる。この場合、子どもの個々のニーズに見合った地域資源の活用という、ケアの地域化も重要であり、小規模施設が地域の中に分散して設置されていること(地域化・分散化)を原則とする。」としている。

B × 入所機能に特化して、という記述が不適切。「ビジョン」5)「代替養育を担う児童福祉施設の在り方」では、「社会的養護として位置づける措置による在宅支援から代替養育まで子どものニー

ズに応じて継続的・連続的に支援するために、施設は、入所機能のみならず、アセスメント機能、相談・通所機能、在宅支援機能及び里親支援機能を付加するなど、多機能化することが求められている。」としている。

C ○ 「ビジョン」6)「施設養育に求められる高度な専門性」では、「児童養護施設等の児童福祉施設は、家庭と同様の養育環境では養育が困難な子どもたちを養育することになる。こうした子どもたちの多くは、実父母等との生活において虐待やネグレクトなどの不適切な養育を経験してきていたり、主たる養育者との分離や喪失を体験してきている。子どもたちは、こうした養育体験等に起因するトラウマ関連障害やアタッチメント(愛着)に関する問題を抱えていることが少なくない。従って、施設養育は、子どもたちの呈する複雑な行動上の問題や精神的、心理的問題の解消や軽減を意図しつつ生活支援を行うという、治療的養育を基本とすべきである。」とし、さらに「児童福祉施設には、トラウマやアタッチメントに関する理解とこれらを認識した生活支援、日常生活において表現される子どもの問題行動への対応技術、家族の抱える問題(家族病理)に対する深い理解とそれに基づく子ども・家族への支援など、極めて高度な専門性が求められると言える。」としている。

D ○ 「ビジョン」7)「代替養育における養育の質の確保」(5)「子どもの出自を知る権利の保障と記録の在り方」では、「知る権利を担保するためには代替養育を担う施設や里親においても、少なくとも、対象の子どもが亡くなるまで記録を法人が責任をもって保存すべきである。法人が解散するために保存ができなくなる時には、その施設に過去に在籍していた者に通知する、措置した児童相談所や都道府県等で一括して保管するなどして、保存に努めるべきである。」としている。